造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装又はビルクリーニングに係る基礎級の技能検定の実技試験に合格したものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

環境大臣　中川　雅治

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～四　（略）	（第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～四　（略）

五　事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。 イ　（略） ロ　営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。 ハ　（略） 六・七　（略） 2・3　（略）	五　事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。 イ　（略） ロ　営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。 ハ　（略） 六・七　（略） 2・3　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。